

ONE PIECE



輸送サービス労組 上野支部
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION -UENO-

2025. 08.04

No.9



J R 東日本輸送サービス労働組合
我孫子運輸区分会



No. 5 2

2025年
8月4日
編集：情宣部



シリーズ ～新たな賃金制度を考える～ その2

「乗務員手当の廃止」 について考える

新たな人事制度においては「乗務員手当」が廃止されます。
まず、私たちが支給されている「乗務員手当」の中身をまず見ていきましょう。

車掌

【時間額】

本線乗務 210円/1時間

【キロ額】

2円/1キロ

運転士

【時間額】

本線乗務 400円/1時間

入換業務 140円/1時間

【キロ額】

3円/1キロ

【ワンマン加給】

※我孫子では支給無し。常磐緩行線のようなワンマン線区において支給

運転士の

上記時間額に 200円/1時間を加算

上記のキロ額に 2円/1時間を加算

私たちが実際に乗務した分が「乗務員手当」として、翌月(8月の給与には7月に乗務した分の額)に給与明細の中の「特勤手当」の項目で他の手当(深夜早朝手当など)と合算して支給されています。

2025. 08.04

No.9

現行の賃金制度

運転士：
45,000円/月
程度の支給

車掌：
25,000円/月
程度の支給

※我孫子運輸区における乗務員手当の金額
※乗務実績により、支給額は上下します



新たな賃金制度

運転取扱業務に
従事する社員：

10,000円/月
の**一律支給**

運転取扱業務に従事する社員とは、
乗務員の他に、駅の輸送業務担
当・乗務員区の当直業務・指令業
務など、運適・医適が必要な業務
に従事する社員

新たな制度では業務手当として「運転取扱業務に従事する
社員」に対して一律10,000円が支給されることとなり
大幅な減額となります。

※よく話されている「月20,000円」のうちの「10,000円」分は、
「定例的に深夜帯に勤務する社員」に支給されるものであり、
乗務員手当の部分とは切り離して考えます。(現在の深夜早朝勤務手当に該当)

現行の「乗務員勤務制度」(新たな賃金制度での内容に変更無し)の中で
会社は「列車の運行に直接携わる乗務員については、移動する
列車に拘束される中で、連続した緊張、車内サービス等の
業務本来の特性と併せて安全・正確という輸送の大前提を
まっとうするための使命を有していることは言うまでもない」
と乗務労働についての認識を示しています。

この乗務労働について現段階で何ら変わりはありません。
車掌のドア扱いに対する考え方はむしろ厳しくなり、
他線区ではワンマン運転も拡大し運転士の負担も増大しています。

現在支給されている乗務員手当は「**列車に乗務し、移動する**」
ことに対して支給されています。手当を減額・廃止するのであれば
仕事そのものに変化がある場合や仕事そのものが簡素化される
場合でなければならないのではないのでしょうか？

**乗務員手当を廃止せずに、他系統の整合性を
図る方法もあるのではないのでしょうか？**

JTSUの旗の下で声を上げよう！

次号は→
賃金額(時給)から
賃金制度を考える